

**清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（素案）に対して提出された
意見等の概要及び意見に対する市の考え方**

平成27年4月1日から平成27年4月21日までの間、清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）に対する意見募集を行った結果、3人の方から意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	回答
<p>第8条に「配慮」とありますが設置者等の判断によると読めるため不安に思います。</p> <p>第3条の基本原則にてらして、必要と認められる範囲内で「開示しなければならない」と明確に記載すべきだと思います。</p>	1	<p>ここで規定している配慮とは、本人からの自己映像データの開示請求があった場合は、他人のプライバシーを侵害しない範囲で、開示に配慮することを規定しているものです。例えば、何らかの開示請求があり、合理的な理由によって開示する場合において、記録データに当事者のみであれば、ご指摘の意見も十分に取り入れていきたいと考えておりますが、複数人の記録データとなっている場合、他人に対しても配慮して行く中で、データ開示を行なっていかなければならないと考えています。</p> <p>これにつきましては、前条第7条の規定にも関連してきますが、可能な限りプライバシー保護の実現を目的としています。</p>
<p>何時も、危険な思いをしています。それは、たばこポイ捨てで、自宅に、たばこの火が付いたまま、シャッターの隙間から、投げ込んで来たり、上の隙間が、大き</p>	1	<p>今回の「清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）」につきましては、民宅地に個人が設置する防犯カメラに対するものではなく、公の道、公園、広場、市庁舎な</p>

<p>く空いているので、そこから、投げ込んで来たり、玄関の一番上段に投げ込んだりして来て、大変、危険と隣り合わせで、怖い思いを何時も、しています。</p> <p>是非、防犯カメラは、必需品になります。購入したら、とても、高くて、購入が出来ない為、宜しくお願ひ申し上げます。本当に助けて下さい。御願ひします。</p>		<p>ど俗に言う公共施設での設置に関し、犯罪の抑止効果と個人のプライバシー保護の両面を実現するために、規定していきたいと考えておりますので、ご協力の程お願ひ致します。</p>
<p>防犯カメラの設置は子供たちの防犯対策また自動車・自転車事故に対する証拠能力ともなるもので積極的に設置を推進されるよう望みます。特に最近、登下校時の子供たちに対する嫌がらせ行為が散見されるので通学路への設置は必要かつ緊急に行うべきだと思います。同じ理由で公園、特に外から見えにくい公園に設置することも必要かつ緊急に行うべきです。設置及びデータの確認等は公的機関が行うのが前提です。</p> <p>一方で、防犯カメラのデータは誤って流出等によりSNSにアップされる事態になればたいへん重大な人権侵害につながる恐れがありますので、故意または重大な過失によってデータが流失し、第三者が認知できるような状態になった場合には過料または罰金等、罰則規定を設ける必要があると思います。以上です。ご検討をお願ひいたします。</p>	<p>1</p>	<p>まず、今回制定する予定である「清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）」につきましては、犯罪の抑止効果や事件等の早期解決を図る目的と併せ、撮影される不特定多数の市民等に対するプライバシー保護の両面の観点から制定をしていきたいと考えています。こうした中で、ご指摘いただいている通学路や公園におけるカメラの設置については、警察等関係機関と連携する中で研究してまいります。また、防犯カメラのデータ管理においては、第6条では管理者の責務、第7条では映像データの情報提供の制限、第8条では映像データの開示と総体的に適正な管理を規定しております。なお、細部については規則で検討していきたいと考えています。</p>